

写

雇児育発0331第2号
平成22年3月31日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行に伴う
児童手当関係通知の取扱について

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成22年政令第75号）及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）が、本日公布され、平成22年4月1日から施行するものとされた。

このため、当課において発出する通知その他の文書の取扱いについては、下記のとおりとするので、御了知の上、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）への周知について特段の御配慮をお願いする。

記

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行に当たっては、別途取扱いが示されたものを除き、児童手当関係の通知は、「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、「児童手当法」とあるのは「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」と、「児童手当受給者台帳」とあるのは「子ども手当受給者台帳」と、「児童」とあるのは「子ども」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、これらの通知に基づき施行を行われないこと。